

地方独立行政法人神奈川県立福祉機構職員の給与に関する規程

(令和8年4月1日規程第38号)

(目的)

第1条 この規程は、別の規程又は規則で定めるものを除き、地方独立行政法人神奈川県立福祉機構の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給料)

第2条 職員（地方独立行政法人神奈川県立福祉機構組織規程第12条第2項第2号に定める契約職員（以下「契約職員」という。）を除く）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「勤務時間規程」という。）

第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を含まないものとする。

(給料の支給方法)

第3条 給料の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給定日は、その月の16日（この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは17日（この日が祝日法による休日に当たるときは14日）、土曜日に当たるときは15日）とする。ただし、支給定日につき理事長が別段の定めをすることができる。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間規程第4条に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(時間外勤務手当等の支給方法)

第4条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当（次項において「時間外勤務手当等」という。）は、月の初日から末日までを計算期間とし、当月の分を翌月の給料支給定日に支給する。

2 前項に定めるもののほか、時間外勤務手当等の支給方法に関し必要な事項は、

理事長が別に定める。

(給与の口座振替)

第5条 給与は、労使協定の規定に基づき、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第6条 職員に給与を支給する際、その給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

- (1) 法令に定められたもの
- (2) 労使協定に規定されたもの

(給料表)

第7条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 一般職給料表(1) (別表第1)
- (2) 一般職給料表(2) (別表第2)
- (3) 研究職給料表 (別表第3)
- (4) 医療職給料表(1) (別表第4)
- (5) 医療職給料表(2) (別表第5)
- (6) 医療職給料表(3) (別表第6)
- (7) 福祉職給料表 (別表第7)

2 前項の給料表 (以下「給料表」という。)は、契約職員を除く全ての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第8条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別基準職務表 (別表第8) に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で理事長が別に定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

2 職員の職務の級は、前項に規定する分類基準及び理事長が別に定める級別資格基準その他の基準に従い決定する。

(初任給、昇給等の基準)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

- 3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもののうち理事長が別に定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3号給）とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 5 次に掲げる職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもののうち理事長が別に定める職員及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員にあっては、3号給）」とあるのは、「0」とする。
 - (1) 55歳（理事長が別に定める職員にあっては、57歳以上で理事長が別に定めるもの）に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する職員（次号に掲げるものを除く。）
 - (2) 一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 9 地方独立行政法人神奈川県立福祉機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則（以下「再雇用職員就業規則」という。）第3条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再雇用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその職務の特殊性に基づき理事長が指定する職にある者に対して支給する。

- 2 管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級におけ

る最高の号給の給料月額額の100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める額とする。

- 3 前項に規定する月額には、労働基準法（昭和22年法律第49号）第37条第4項に規定する割増手当に相当する額を含むものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、管理職手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（初任給調整手当）

第11条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員に対し、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後理事長が別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が別に定めるもの 月額21万6,000円
- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で理事長が別に定めるもの 月額10万100円

- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものに対しては、支給しない。

2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害がある者（前各号に掲げる者を除く。）

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（地域手当）

第13条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して神奈川県職員の例に準じて職員に支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の12.5を乗じて得た額とする。
- 3 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（理事長が別に定める職員を除く。）に支給する。
 - (2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額
 - イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,500円

を超えるときは、1万7,500円)を1万1,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項及び第5項において「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、6万6,400円を超えない範囲内で理事長が定める額

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事業所を異にする異動又は在勤の事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることと

なった職員で理事長が定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は在勤の事業所の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号、次項及び第5項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。同号及び次項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）
 - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
 - 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする
 - 6 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が定める期間）に係る最初の月の理事長が別に定める日に支給する。
 - 7 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
 - 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。
 - 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(単身赴任手当)

第16条 単身赴任手当は、事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、3万円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(在宅勤務等手当)

第17条 正規の勤務時間による勤務として住居その他これに準ずるものとして理事長が別に定める場所（以下この項において「住居等」という。）で勤務することを命ぜられた1箇月当たりの日数（住居等以外の場所で勤務する時間その他理事長が定める時間を含む日を除く。）が、理事長が別に定める期間以上の期間について平均して10日を超えた職員で理事長が別に定めるものには、在宅勤務等手当を支給する。

- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特殊勤務手当)

第18条 特殊勤務手当は、特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その

特殊性を給料月額で考慮することが適当でないものに従事した職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、額及び支給方法は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当)

第19条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間を超えて勤務した時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額(給料の月額、管理職手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから理事長が別に定める時間を減じたもので除して得た額をいう。以下同じ。)に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 定年前再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項及び次項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した理事長が別に定める時間に対して、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の25から100分の50までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再雇用短時間勤務職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 5 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務(勤務時間規程第4条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が別に定める勤務を除く。)の時間と、割振り変更前の正規の勤務時間を超え

て勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（前項の理事長が別に定める時間に限る。）とを合計した時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第2項（第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）、前項の規定による勤務にあつては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 6 勤務時間規程第27条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、その指定された時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に、第1項の規定による勤務にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から同項に規定する理事長が別に定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第4項の規定による勤務にあつては100分の50から同項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「）から同項に規定する理事長が定める割合」とあるのは、「）から100分の100」とする。

（休日勤務手当）

第20条 職員には、正規の勤務日が勤務時間規程第6条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たっても、正規の給与を支給する。

- 2 休日勤務手当は、休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、正規の勤務時間中に勤務した時間について支給する。ただし、正規の勤務時間を超えて勤務しても、休日勤務手当は、支給しない。

- 3 休日勤務手当の額は、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額に100分の125から100分の150までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

（夜間勤務手当）

第21条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した時間について支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、勤務1時間につき、時間外勤務手当等基礎額の100分の

25 を乗じて得た額とする。

(時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例)

第22条 前3条の場合において、職員が初任給調整手当、在宅勤務等手当若しくは特殊勤務手当のうち月額の特務手当の支給を受ける職員であるとき又は職員の勤務が特殊勤務手当(月額のものを除く。)の支給対象となる勤務若しくはこれと同様な勤務で理事長が別に定める勤務であるときは、勤務1時間につき前3条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に理事長が別に定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合に、当該職員に対し支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日に含まれる時間を除く。)であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第24条 第19条、第20条第2項、第21条及び第22条の規定は、第10条に規定する管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(基準日において新たにこの規程の適用を受けることとなつた者その他の理事長が別に定める者を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日(次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日

前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員等で理事長が定めるもの（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年神奈川県条例第61号）第2条第1項の規定に基づき派遣された者で、退職した後、引き続き神奈川県の職務に復帰したものを除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき派遣されている者については、神奈川県職員の在職期間を職員の在職期間とみなす。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員等にあつては、理事長が別に定める日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当の不支給）

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第56条第1項第1号の規定（他の規定により準用する場合を含む）による懲戒解雇を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第31

条第2項各号の規定（他の規定により準用する場合を含む）により解雇した職員

- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差止）

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、一時差止を行う場合は、当該一時差止を受けるべき者に対し、当該一時差止めの際、一時差止めの事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 3 理事長は、一時差止について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止を受けた者が当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合
 - (2) 一時差止を受けた者について、当該一時差止の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止に係る期末手当の基準日から起算して1年を経

過した場合

- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（基準日において新たにこの規程の適用を受けることとなった者その他の理事長が別に定める者を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員等で理事長が別に定めるものについても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる額の合計を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員等にあつては、理事長が別に定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間職員 当該定年前再雇用短時間職員の勤勉手当基礎額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第25条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する理事長が別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、理事長が

別に定める。

(定年前再雇用短時間職員についての適用除外)

第29条 第11条及び第12条の規定は、定年前再雇用短時間職員には適用しない。

(契約職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び通勤費用)

第30条 契約職員については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、給与として報酬、期末手当、勤勉手当及び通勤費用分報酬を支給する。

2 基本報酬（常勤の職員に支給される給料に相当する報酬をいう。以下この条において同じ。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じて、当該各号に掲げる職務の級における最高の号給の額を超えない範囲内において、職務の経験、従事する職務の特殊性等に応じて理事長が決定する。

(1) 次号から第6号までに該当する者以外の者 一般職給料表(1)の1級

(2) 社会福祉施設等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者の補助業務に従事する者及びこれにこれらに準ずる業務に従事する者 一般職給料表(2)の1級

(3) 医師及び歯科医師 医療職給料表(1)の2級

(4) 医療技術職員その他これらに類する者 医療職給料表(2)の2級

(5) 助産師、看護師、准看護師その他これらに類する者 医療職給料表(3)の2級

(6) 社会福祉施設等に勤務し、指導、保育、介護等の業務に従事する者その他これに類する者 福祉職給料表の1級

3 前項の規定にかかわらず、従事する職務の性質その他特別の事情により同項の規定により難しい場合には、理事長は、これらの事情に応じて基本報酬の額を決定することができる。

4 基本報酬は、月額、日額又は時間額とする。

5 理事長は、基本報酬の額に、契約職員が従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額に相当する額を加えた額をもって報酬の額とすることができる。この場合において、各手当に相当する額は、常勤の職員に支給される手当の額を超えない額とする。

6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する契約職員（その任期が6月以上の者であって1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他理事長が定める者に限る。）については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当及び勤勉手当を支給する。

7 契約職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び通勤費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

8 前各項に規定するもののほか、契約職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び通勤費用の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給与の減額)

第31条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額（給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額をいう。）を減額して給料及び地域手当を支給する。

(休職者の給与)

第32条 職員が業務上の傷病若しくは業務に関連しこれに準ずる取扱いを必要とするとして理事長が認めた傷病により、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。）による傷病により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間が2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。
- 4 職員が職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60を支給する。
- 5 職員就業規則第17条第1項の規定により休職にされた職員には、別に定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 労働組合の業務に専ら従事するために休職にされた職員には、その期間中、いかなる給与も支給しない。
- 7 法人の規程に基づき職員が法人の業務に従事することを免除された場合であつて、前各項に準ずると理事長が認める場合には、あらかじめ理事長が定めるところにより、当該期間中、100分の100以内の割合で給与を減額して支給することができる。

(端数計算)

第33条 第18条から第20条までに規定する時間外勤務手当等基礎額及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- 2 第24条第3項及び第4項、第27条第2項及び第3項、同条第4項において準用する第24条第4項並びに第31条に規定する地域手当の月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施規定)

第34条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。
(特定日以後の給料の特例)
- 2 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第9条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)(理事長が別に定める者にあつては、理事長が別に定める額)とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に雇用される職員その他雇用期間を定めて雇用される職員及び契約職員
 - (2) 就業規則第20条第1項に定める職員
 - (3) 就業規則第26条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同規程第23条に規定する職を占める職員
 - (4) 就業規則第21条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同規程第20条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 4 就業規則第22条に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第6項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料

月額との差額に相当する額を給料として支給する

- 5 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 6 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、附則第4項及び第5項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 7 附則第4項若しくは前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第2項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 8 附則第4項若しくは前2項の規定による給料を支給される職員に対する第25条第4項（第28条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第25条第4項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第4項、第6項又は第7項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による給料月額、附則第4項の規定による給料その他附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。
(暫定再雇用職員に関する経過措置)
- 10 再雇用職員就業規則附則第3条第1項により採用された職員（以下「暫定再雇用フルタイム勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再雇用フルタイム勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第7条第2項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第8条第2項の規定により当該暫定再雇用フルタイム勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 11 再雇用職員就業規則附則第4条第1項により採用された職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再雇用短時間勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される第7条第2項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第8条第2項の規定により当該暫定再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再雇用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間

規程第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 12 暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、第19条第3項及び第4項ただし書の規定を適用する。
- 13 暫定再雇用フルタイム勤務職員及び暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、第28条第2項及び第29条の規定を適用する。
- 14 附則第10項から前項までに定めるもののほか、暫定再雇用フルタイム勤務職員及び暫定再雇用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、理事長が定める。
- 15 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第12条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者（前各号に掲げる者を除く。）」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者（前各号に掲げる者を除く。)(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。）（前号に掲げる者を除く。）」と、同条第3項中「次項」とあるのは「以下この条」と、「1人につき1万3,000円」とあるのは「そのうち1人については1万2,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、1万3,800円）、扶養親族たる子が2人ある場合にあつてはそのうち1人を除く他の子については1万2,300円、扶養親族たる子が3人以上ある場合にあつてはそのうち1人を除く他の子について、そのうち1人については1万2,300円、その他の子については1人につき1万2,600円」と、「6,500円」とあるのは「6,700円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については2,500円とする」と、同条第4項中「5,000円」とあるのは「5,700円」とする。
(神奈川県からの派遣職員に関する特例)
- 16 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき神奈川県から派遣された職員が、引き続き職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）の規定を受けるとした場合に、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和7年神奈川県条例第88号）第4項から第7項の適用を受ける場合には、これらの項の規定に準じて、給料を支給し、同第8項の規定を準用する。